

# 令和3年度第3回埼玉県児童福祉審議会議事録

令和3年度第3回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和4年1月17日（月）

15時から

場所：Web開催

- 1 開会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 審議事項
  - (1) 「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2～6年度）の変更案について
  - (2) 児童養護部会の審議経過について
- 4 閉会

出席委員（14名） ※ 50音順

市川 広美 委員	岡田 静佳 委員
栗原 直樹 委員	神山 幸恵 委員
小森谷 由紀江 委員	佐藤 慶祐 委員
鈴木 勝 委員	田中 元三郎 委員
塚越 優子 委員	中原 恵人 委員
野田 寿美子 委員	福田 泉 委員
藤野 美佐子 委員	堀田 香織 委員

欠席委員（2名）

小林 紀枝 委員	早川 洋 委員
----------	---------

## ◎開 会

### ○司会（少子政策課 川野辺）

定刻になりましたので、ただ今から令和3年度第3回埼玉県児童福祉審議会を開会いたします。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止を踏まえ、Webによる開催とさせていただきますので御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。本日は大変お忙しいところ、御出席いただき誠にありがとうございます。私は、少子政策課の川野辺と申します。議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。「資料1 埼玉県子育て応援行動計画（令和2～6年度）の変更案について」で2枚の資料、「資料2 埼玉県子育て応援行動計画の新たな指標について」で2枚の資料、「資料3 児童養護部会 審議結果報告」で1枚の資料となっております。

審議会の開会に先立ちまして、会議の公開について御説明させていただきます。埼玉県児童福祉審議会規則第9条により、「会議は公開とし、出席委員の3分の2以上の議決があった場合は公開しないことができる」とされています。本日の会議は原則に基づき、公開といたします。

なお、本日は傍聴者はありません。

## ◎福祉部長あいさつ

### ○司会

それでは、福祉部長の山崎から御挨拶を申し上げます。

### ○山崎福祉部長

御紹介いただきました福祉部長の山崎と申します。委員の皆様におかれましては大変お忙しいところ、埼玉県児童福祉審議会に御出席いただきまして、心から感謝申し上げます。

御案内のとおり、本県におきましても新型コロナウイルスの感染拡大が急速に広がっております。あくまで報道レベルでございますが、政府は本県を含む1都3県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とする方向で検討に入り、早ければ明後日の19日にも政府本部会議が開催されるかもしれないという情報も聞こえてくるところでございます。本県の児童福祉施設の状況でございますが、保育所・認定こども園・放課後児童クラブなどの通う施設、あるいは児童養護施設・乳児院などの入所の施設でも感染発生の報告をいただいております。対応の強化が必要となっているところでございます。関係の方々には、日頃の感染予防、感染拡大防止に多大なる御尽力、県の取組への御協力をいただいていることにつきまして、この場をお借りして、

厚く御礼申し上げます。なお、県ではホームページに「保育所等・放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症の対応について」ということで、色々な情報を発信させていただいております。「埼玉県 コロナ 保育所等」と検索していただくと、上の方に出てくるので、こうしたページも御参照いただきまして、感染拡大防止の取組の御参考にしていただけると幸いです。いずれにいたしましても、御出席の皆様方には大変な御苦勞をお掛けしておりますが、感染予防・感染拡大防止におきまして、引き続き御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の審議事項でございますが、令和2年度に策定をいたしました「埼玉県子育て応援行動計画」の一部を変更させていただく必要が生じたので、その変更案について御審議をお願いしたいと考えております。また、報告案件として児童相談所の措置等に関する審議を行う本審議会の「児童養護部会における審議経過」についても御報告をさせていただき、御意見を頂戴したいと存じます。内容につきましては、後ほど担当の課長から御説明申し上げます。委員の皆様からは、これまで同様、忌憚のない御意見を賜れば幸いです。

結びになりますが、本県の児童福祉に関する施策の推進のため、お力添えをいただけるよう重ねてお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ◎出席状況報告

#### ○司会

次に、審議会の定足数について御説明いたします。埼玉県児童福祉審議会規則第6条第2項により、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない」とされております。本日の審議会は、委員16名中13名が御出席しておりますので、審議会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

なお、本日は早川委員、小林委員が欠席されており、神山委員がまだ出席されておられません。

それでは、議事に入ります。ここからは、埼玉県児童福祉審議会規則第5条第1項の規定に基づき、栗原委員長に議長をお願いしたいと存じます。

#### ◎議事録署名委員選出

#### ○栗原委員長

それでは、次第に従いまして、進行してまいります。

まず、審議事項に入る前に、埼玉県児童福祉審議会規則第10条第2項に基づき、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。まだ御参加されておられません神山委員、塚越委員

にお願い申し上げます。お二人には後日、事務局より議事録の確認・署名の御依頼を申し上げますので御協力をよろしくお願いいたします。

◎議 事

(1) 埼玉県子育て応援行動計画（令和2～6年度）の変更案について

○栗原委員長

本日の議事案件は2つございます。

まず、審議事項「3（1）埼玉県子育て応援行動計画の変更案について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○大熊少子政策課長

少子政策課長の熊と申します。「資料1 埼玉県子育て応援行動計画（令和2～6年度）の変更案について」を御覧いただければと思います。

まず、資料の左上にございますが、埼玉県子育て応援行動計画の位置付けといたしましては、子ども・子育て支援法を含む4つの法律、そして2つの通知に基づいて策定されている計画でございます。本計画につきましては、「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育て」「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を生き育てることに希望を持てる社会づくりを基本理念として策定されております。

資料の右側を御覧ください。計画の構成、施策体系を記載しております。こちらにございますように、7つの柱で構成されております。今回、このうちの「1. 結婚・出産の希望実現」の黄色い線を引いている「（2）不妊・不育症に悩む人への支援」に関しまして、このたび、国の制度変更に伴いまして、不妊治療に関する部分について計画の一部を変更する必要が生じたことから、子ども・子育て支援法第62条第6項に基づきまして、本審議会において委員の皆様から意見を伺いたいと存じます。

続きまして、主な変更内容についてですが、資料中段の指標の変更でございます。不妊治療につきましては、令和4年度から保険適用となることに伴いまして、これまで行ってきた助成制度が終了することになります。このため、現在の不妊治療助成件数の指標を、新たに不妊検査助成件数の指標に変更したいと考えるものでございます。

続きまして、資料下段にございます今後の手続きですが、1月25日まで県民コメントを行わせていただいております。その後に埼玉県議会2月定例会に議案を提出させていただきますので、御審議をいただく予定でございます。

続きまして、計画の具体的な改定部分について、御説明申し上げます。資料の2枚目を御覧ください。改定箇所とございますが、左側が現行の計画で、右側が改定案となります。こちらのアンダーラインが変更部分でございまして、3点の変更がございます。まず、左側のウですが、不妊治療の助成に関する項目がこちらにございますが、不妊治療が健康保険の適用となることにより、こちらの部分は削除させていただきたいと存じます。次に左側のエですが、こちらは里親制度等の情報提供に係わる部分でございます。現行の文言ですと、不妊治療助成費の申請窓口である保健所で情報提供を行うという内容ですが、助成制度が無くなることに伴いまして、右側の改定案のとおり、不妊治療の相談窓口である保健所というように文言を修正させていただきたいと存じます。最後に一番下の指標の部分ですが、先ほども申し上げましたが、不妊治療助成件数から不妊検査助成件数に指標の変更をさせていただきたいと存じます。以上が計画の変更内容でございます。

続きまして、資料2により、新たな指標の不妊検査助成件数について、健康長寿課長から御説明をさせていただきます。

#### ○黒澤健康長寿課長

健康長寿課長の黒澤と申します。続きまして新たな指標についての説明をさせていただきたいと存じます。「資料2 埼玉県子育て応援行動計画の新たな指標について」を御覧ください。

現在、計画における「結婚・出産の希望実現」の指標の1つに不妊治療助成件数を設定しております。この不妊治療助成につきましては、現在、保険適用外で実施されております特定不妊治療、体外受精や顕微授精がこれにあたるものですが、この不妊治療に対する助成でありまして、これは国庫補助事業として実施しているものでございます。今年の4月1日からは、国の制度改正によりまして、この特定不妊治療が健康保険の適用となります。それに伴いまして、現在、指標となっている不妊治療助成の制度そのものが廃止になりますことから、新たな指標を設定するものでございます。新たな指標といたしましては、資料中ほどの2にありますとおり、不妊検査助成件数を設定させていただきたいと存じます。出産を望む夫婦の希望を叶えるためには、不妊に関する正しい知識の普及啓発とともに、必要な方には不妊検査に対する支援を行うことで、健康保険の適用となった不妊治療につなげる効果が期待できることから、不妊検査助成件数を指標として設定するものでございます。

別添のポンチ絵を御覧ください。こちらは、出産を望む夫婦への支援の全体像になります。左側から見ていただきますと、高校生など若い世代からの不妊の知識の普及啓発、右側には不妊検査費や不妊治療費の助成事業、下の方には不妊治療などに関する相談事業、こういった事

業を出産を望む夫婦への支援という形で実施しております。このうち、右側の一番上の「早期不妊検査費助成事業」、こちらが新たな指標となるものでございます。その下にございます「埼玉県不妊治療費助成事業」、こちらが現在の指標でございますけれど、今後の保険適用に伴いまして、事業そのものが終了となるものでございます。新たに指標といたします一番上の不妊検査費の助成事業は県の独自事業として実施しているものでして、妻年齢が43歳未満の夫婦を対象に不妊検査に係る費用について、2万円を上限に1回に限り助成しているものでございます。この不妊検査ですが、不妊治療を考える方が治療に先立って行いまして、その検査によって、不妊の原因を調べて適切な治療の選択を行うためのものでございます。この不妊検査に対する支援を行うことで、保険適用となった不妊治療のスタートにつなげる効果が期待できますことから、新たな指標として選定したものでございます。

恐れ入りますが、資料2にお戻りください。新たな指標の目標値について御説明をさせていただきます。変更後の新たな指標となります不妊検査助成件数、こちらは令和2年度の実績で2,485件となっております。計画の最終年であります令和6年度の目標値といたしましては、過去のこの事業の検査助成件数の伸び率、それから検査対象となります人口が減少しておりますことを考慮して、2,530件としております。検査費への助成件数ですけれども、近年は頭打ちの状態にありまして、対前年で見ますと、わずかに増加しているという傾向になっております。また、この助成の対象となります43歳未満の女性の人口が年々減少していくということを踏まえまして、目標値を設定したものでございます。

なお、参考までに助成対象である埼玉県内の20歳から42歳の女性人口に占める検査件数といった形で比較をいたしますと、令和2年度は0.26%に対しまして、令和6年度の目標値の推計の値で計算しますと0.28%と、令和2年度よりも上がるという形で検査を受ける女性の割合が上昇するような目標に設定させていただいております。

この目標を達成できますよう、不妊に対する普及啓発などに引き続き取り組みまして、不妊を心配する方が速やかに検査を経て、治療を開始できるよう努めてまいりたいと存じます。新たな指標の設定に関する説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

#### ◎質問・意見

#### ○栗原委員長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら挙手をして発言をお願いします。

( 質問・意見なし )

○栗原委員長

特にございませんようですので、次の審議事項に移ります。

◎議 事

(2) 児童養護部会の審議経過について

○栗原委員長

次に、審議事項「3 (2) 児童養護部会の審議経過について」、事務局から報告をお願いいたします。

○松井こども安全課長

こども安全課長の松井です。児童養護部会における審議結果を報告申し上げます。「資料3 児童養護部会 審議結果報告」を御覧ください。児童養護部会における審議結果につきましては、今年度9月にZ o o m開催されました令和3年度第2回児童福祉審議会で7月までに開催した児童養護部会の審議結果を御報告しております。本日は前回以降に開催されました第3回、第4回、第5回の児童養護部会の結果について御報告させていただきます。

児童養護部会は里親の認定に関する事項、児童相談所の行う措置に関する事項、被措置児童等虐待の報告に関する事項について、調査・審議することとされております。これらの審議事項につきましては、埼玉県児童福祉審議会規則第7条第6項の規定により、「部会の議決をもって審議会の議決とする」こととされており、同条第7項の規定により、「審議結果を児童福祉審議会に報告する」こととされております。なお、児童養護部会の審議は、児童や里親希望者などの個人情報等を取り扱うことから非公開で行っております。このため、本日の報告につきましては、個人情報を含まない形での報告となりますので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは、資料3に基づきまして御説明させていただきます。まず初めに「1 里親の認定に関する審議」について、御報告いたします。これは、里親となることを希望する者について、その適否を御審議いただくものでございます。「(1) 開催及び審議状況」のとおり、第3回から第5回の児童養護部会において、里親となることを希望する24世帯について、御審議いただきました。24世帯すべてにつきましては、里親として認定することが適当との答申をいただいております。次に「(2) 認定・登録里親の状況」でございますが、まず、アの種別を御覧ください。里親の種類としましては、保護者のない児童や保護者に監護させることが不適

当な児童を養育する養育里親、養育里親のうち、特に被虐待児、非行児または障害児を養育する専門里親、養子縁組により両親になることを希望する養子縁組里親、児童の両親が死亡・行方不明・拘禁・入院などの事情により、養育できない場合に扶養義務のある親族が養育する親族里親、以上の4種類でございまして、重複して登録することも可能でございます。里親として認定することが適当との答申をいただいた24世帯のうち、養育里親としてのみの登録が10世帯、養育里親と養子縁組里親の両方への登録が12世帯、親族里親としての登録が2世帯となっております。次に、イの職業別、ウの年齢別につきましては、資料のとおりでございます。里親の認定に関する審議につきましては、以上でございます。

続きまして、「2 児童相談所の採る措置に関する審議」について、御報告いたします。これは児童相談所が児童について、施設入所等の措置が必要であると判断したにも関わらず、保護者がこれに反対の意向を示した場合などに児童相談所の方針の適否を御審議いただくものでございます。御審議いただきました9件すべてについて、児童相談所が施設入所等の措置を執ることが適当であるとの答申をいただきました。

次に、「3 親権停止の審判申立に関する審議」については、該当ございませんでした。

次に、「4 被措置児童等虐待事案の報告」についてでございます。これは、児童養護施設等に入所している児童について、施設職員等による虐待が疑われる旨の通告や届出があり、県が事実認定などの必要な措置を執った場合、児童養護部会に報告することとされているものでございます。前回以降、新たに被措置児童等虐待に係る通告等のあった4件について、事実確認を行い、結果を児童養護部会に報告いたしました。報告しました4件のうち、2件は被措置児童等虐待が認められ、再発防止の指導等を行いました。ほか2件につきましては、被措置児童等虐待とは認められない事案でございました。

児童養護部会における審議結果の報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

#### ◎質問・意見

##### ○栗原委員長

ありがとうございました。

ただ今の報告につきまして、御質問や御意見がございましたら挙手をお願いいたします。

鈴木委員、どうぞ。

##### ○鈴木委員

里親の方の件ですが、(2)イの職業別の欄について、その中に非正規就労という方が4名いらっしゃいます。この表を見たときに、やはり私たちの今までの里親制度というものは、両

親が揃っているという認識があった訳ですが、色々と調べて見ますと両親が揃ってなくてもよいということがネットでわかりました。その中で、非正規就労という方を見たときに最低収入というものが関わってくるのではないかというふうに思う訳です。東京都の例を見ますと、養育に関わり、里親になると里親手当が9万円、生活費が5万円という形で計14万円が支払われることになるかと思いますが、これは埼玉県でも同じ金額が支払われるのでしょうか。

2番目に、これは里父（さとふ）と読んでよろしいのでしょうか。これは辞書にはない言葉です。これらの方々の最低収入額というものは基準としてあるのかどうか。

それから里親として受けた方は、60代・70代の人がいる訳ですが、20代・30代・40代とバラバラに受けていますが、70代の方は例えば乳幼児を受けるということはあり得るのでしょうか。例えば、60代・70代の方は小学生くらい、20代・30代の方は低年齢の方を受けると、今後のその人たちの生き方と生活の仕方等を里親に出す子どもの年齢というものが多少関わってくるのかと思っております。

最後に、施設内虐待があったという意見について、これに関しては少し内容を説明していただくとありがたいです。

#### ○松井こども安全課長

こども安全課長の松井です。それでは、順次御説明させていただきます。

養育費、生活費の関係につきましては、国の措置費で決まっておりますので、どこの自治体でも基本的に同じ額でございます。

続きまして、里父（さとちち）と読んでおります。それから、最低収入額の関係ですが、里親に登録する場合の要件といたしまして、経済的に困窮していないことというのがございます。ですので、経済的に困窮していなければ、後はしっかりと子どもを養育できるとか色々な要件を具備しているということであれば、認定は可能なのかと考えてございます。

それから、60代・70代とか、後は若い方、こういった色々な里親がいるんですけども、年齢に応じた子どもの委託とか、そういった趣旨の御質問かと思っております。私どもとすると、色々な世代の方に里親になっていただくというのは非常に大切なことかと思っております。例えば、60代・70代の方につきましては、高校生や高学年の中学生とか、ある程度大きな子どもを養育していただくようなこともあるのかと考えてございます。20代・30代につきましては、基本的に埼玉県の里親登録していただいている皆様というのは、できれば養子縁組を進めていきたいというような意向もございますので、そういったことを念頭に置いた委託というのものもあるのかと考えております。いずれにいたしましても、そういった養育者、里親の状

況と子どもの養育環境などもしっかりと見ながら、子どもの福祉にとっていい里親に委託をしていくという形になります。以上、簡単ですが里親についての説明となります。

被措置児童等虐待の関係でございます。どういったことが被措置児童等虐待に案件として挙げられたのかということについて、被措置児童等虐待にあたる行為というのは、法令上、定められてございます。一般的には4つあり、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトなど、そういった規定のあるものが虐待としてあります。そういった中で、今回挙げられた4件というのは、今申し上げました身体的虐待、心理的虐待、性的虐待などが含まれる通告内容を受けて県が調査した結果、色々あったということでございます。施設名は直接的には言えないんですけども、そういったことが対象となる施設などで虐待として認定されたものが2件、そうでなかったものが2件という整理をさせていただいたところでございます。概略は以上です。

#### ○鈴木委員

虐待に関しては、個人情報、もちろん施設のものとも色々あるかと思えますけれども、やはり施設内虐待というものはあってはならないことですので、指導のほうをよろしくお願ひし、質問を終わります。

#### ○栗原委員長

他にございますか。

鈴木委員の質問に課長から答えていただいたところで、私から少し補足をさせていただきます。里父・里母の年齢が高い方がいらっしゃいますけれども、これは親族里親だろうかと思えます。親の死亡や入院、刑務所に入ったなど、急に養育している親がいなくなったときに、通常、親族が面倒を見る訳ですが、その親族に経済的な支援や児童相談所の支援も含めて親族里親という制度が作られたのですが、その子どもだけの里親ということから、どうしても祖父・祖母、叔父・叔母といった年齢の高い方が親族里親になるという解釈ができるかと思えます。これは、直接的な見方はできませんので、一般的な見方ということです。

#### ○栗原委員長

他にございますか。よろしいでしょうか。

冒頭、議事録署名委員に神山委員を御指名しましたが、審議に間に合わなかったようですので、藤野委員に議事録署名委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の審議事項は、これで終了ということになります。貴重な御意見、ありがとうございました。それでは、事務局に戻しますのでよろしくお願いいたします。

◎閉 会

○司会

本日は、御審議いただきありがとうございました。

今年度の審議会は今回で終了の予定となります。ただし、年度内に審議の必要が生じた場合には、御連絡をさせていただきます。

以上を持ちまして、令和3年度第3回埼玉県児童福祉審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

この議事録の正確を期するため署名する。

委員長 栗原 直樹

署名委員

委員 藤野 美佐子

委員 塚越 優子